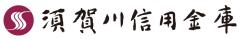
| 商 | I<br>I | 口口 | 名 |
|---|--------|----|---|
| < | 愛      | 称  | > |

## すしん職域フリーローン (しんきん保証基金保証付)

| ご利用いただける方 | <ul> <li>・次の各号にすべて該当する方</li> <li>(1)職域サポート契約を締結した事業所に勤務する経営者・従業員(パート・アルバイト等の非正規従業員も可)の方</li> <li>(2)借入申込時年齢満20歳以上の方で、かつ最終返済時の年齢が満75歳以下の方</li> <li>(3)安定継続した収入のある方※勤続年数は問いません。</li> <li>(4)しんきん保証基金の保証を受けられる方</li> <li>(5)当金庫の会員資格を有する方・当金庫の地区内に住所または居所を有する方・当金庫の地区内に住所または居所を有する方・当金庫の地区内に所在する事業所の役員または勤務されている方</li> <li>・当金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる方(信用金庫法施行規則で定める売買契約または請負契約を締結した方に限ります。)</li> </ul> |
|-----------|--|
| お 使 い み ち | ・自由(事業性資金・おまとめ資金にもご利用可能です。ただし、<br>投機的な性格の資金は対象外となります。)<br>※ 事業運営に必要な資金とは<br>(1) 個人事業主が事業運営に必要な資金<br>(2) 経営法人への援助資金   |
|           | ・1 万円以上 500 万円以内 (1 万円単位)<br>ただし、本件申込金額と他金庫取扱分を含めたしんきん保証<br>基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が 3,000 万円以内   |
| ご 利 用 期 間 | ・3 カ月以上 10 年以内   |
|           | ・固定金利(年利:保証料込) コースA金利 年 3.00%(保証料込) コースB金利 年 7.50%(保証料込) コースC金利 年 11.50%(保証料込) ※ 保証会社による同時審査により上記コース金利条件で段階的に審査をおこないます。 例)申込時にコースAの金利条件で審査し、同条件では保証が難しい場合はコースB、コースCと段階的に審査を行うシステムとなっております。   |
| ご 返 済 方 法 | ・毎月元金均等または元利均等返済とし、ボーナス月の増額返済<br>の併用もできます。ただし、ボーナス月の返済分の元金は、ご<br>融資金額の50%以内とし、年2回の6カ月間隔による返済とし<br>ます。<br>・6カ月まで元金返済の据置きも可能です。  |



| 連帯保証人・担保     | ・しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、連帯保証<br>人・担保は必要ありません。  |
|--------------|---|
| 各種手数料        | ・下記の場合、別途手数料が必要になる場合があります。手数料<br>の詳細につきましては別-2「主な手数料一覧」をご覧ください。<br>(1) 繰上償還手数料<br>(2) 条件変更手数料 等<br>※ 詳しくは、窓口までお尋ねください。  |
| 保 証 料        | ・保証料は融資利率に含まれますので、別途保証料をお支払いいただく必要はありません。   |
| 苦情処理措置紛争解決措置 | ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時~17時、電話:0248-75-3362)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
|              | ・お申し込みに際しては、審査させていただきます。審査結果に<br>よっては、ご希望に添えない場合もございます。なお、審査の<br>内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承<br>ください。  |

令和6年3月1日 現在